

発行者情報

【表紙】	
【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2024年3月29日
【発行者の名称】	パスロジ株式会社 (Passlogy Co. Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小川 秀治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田神保町一丁目6番地1
【電話番号】	(03)5283-2263 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 鈴木 祐介
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	パスロジ株式会社 https://www.passlogy.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4【事業等のリスク】」に記載された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 (中間)	第24期 (中間)	第25期 (中間)	第23期	第24期
会計期間	自2021年7月1日 至2021年12月31日	自2022年7月1日 至2022年12月31日	自2023年7月1日 至2023年12月31日	自2021年7月1日 至2022年6月30日	自2022年7月1日 至2023年6月30日
売上高 (千円)	213,392	172,736	177,195	408,489	354,915
経常利益 (千円)	49,095	32,123	3,295	86,103	58,512
中間(当期)純利益 (千円)	45,907	37,124	16,411	76,759	57,526
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
純資産額 (千円)	355,184	407,475	468,887	393,735	462,092
総資産額 (千円)	649,718	666,265	740,494	663,870	723,183
1株当たり純資産額 (円)	177.65	203.80	234.51	196.93	231.12
1株当たり中間(当期) 純利益 (円)	22.96	18.57	8.21	38.39	28.77
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	19.00	14.00
自己資本比率 (%)	54.7	61.2	63.3	59.3	63.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	53,940	73,371	57,822	53,601	113,867
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△43,518	△52,704	△18,560	△21,122	△82,195
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△2,237	△42,753	△32,756	△8,908	△49,424
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (千円)	64,899	58,200	69,039	80,286	62,534
従業員数 (名)	34	36	37	37	38
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(0)	(0)	(1)	(0)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト・パートタイマー)は、期中の平均雇用人員を()外数で記載しております。

5. 当社は、2021年10月5日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行いました。第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2023年12月31日現在

従業員数(名)	37 (0)
---------	--------

(注) 1. 従業員数欄の() 外数は、臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)であり、当中間会計期間の平均雇用人員を記載しております。

2. 当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日）におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症対策が緩和された結果、経済活動の正常化が進み、景気の持ち直しの動きが見られました。しかしながら、長期化するウクライナ情勢に加えイスラエル・ガザ紛争の発生により、不安定な国際情勢は継続しており、資源価格の高騰や円安・ドル高を基調とした為替変動による物価上昇には十分注意すべき状況です。

当社が属するITセキュリティ業界では、不安定な国際情勢が原因と考えられるサイバー攻撃が、政府機関や大企業だけでなく、地方自治体や医療機関、大企業のサプライチェーンである中小企業にも拡大しており、情報漏えいや「ランサムウェア（注1）」等の被害報告が続いております。このような状況に対処するために、各省庁や業界団体は、情報セキュリティに関するガイドラインを公開し、サイバー攻撃の起点となる「不正アクセス」への対策として「多要素認証（注2）」の導入を要請しています。その結果、認証セキュリティ製品の需要が喚起されております。

このような市場・経営環境の中で、当社の主力である認証セキュリティ製品「PassLogic」は、業務システムやクラウドサービスへのリモートアクセスや、Windows端末へのログインにおいて、「不正アクセス防止に最適な本人認証システム」として、広告宣伝及び販売促進活動を通じた新規顧客の獲得や、既存顧客による追加案件の獲得に向けた営業活動等を進めております。特に広告宣伝及び販売促進活動については、当事業年度より予算を増額し、当中間会計期間においては、Webメディアを中心とした広告宣伝やセミナー講演等の活動を通じて、主に企業や団体等のシステム管理者やシステム構築事業者に、PassLogicの有用性及び独自性を訴求してまいりました。また、営業マーケティング体制を刷新し、広告宣伝活動において獲得した見込み顧客に対して、積極的なアプローチを実施しております。しかしながら、これらの施策の売上に対する効果については、顧客による製品選定やシステム導入の期間を考慮すると、当中間会計期間においては、まだ限定的だと認識しております。

その結果、当中間会計期間の売上高は177,195千円（前年同期比2.6%増）、営業損失は3,949千円（前年同期は営業利益27,625千円）、経常利益は3,295千円（前年同期比89.7%減）、中間純利益は16,411千円（前年同期比55.8%減）となりました。経営成績は、当事業年度の当社計画通りに進捗しております。なお、投資有価証券売却益20,910千円を特別利益として計上しております。

当社の事業セグメントは、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

（注1）ランサムウェアとは、企業や官公庁、自治体、病院等の業務システムに侵入し、情報資産を暗号化して利用不可能な状態にしたうえで、それを復元することと引き換えに金銭等を要求するソフトウェア、又はこういったソフトウェアを利用した攻撃のことをいいます。

（注2）「知識」、「所有物」、「生体」の認証要素のうち、複数の認証要素を使って認証する方式です。1要素のみで認証するよりも不正アクセスが起りにくいとされております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末と比較して6,505千円増加し、69,039千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は57,822千円（前年同期比15,548千円減）となりました。主な変動要因は、税引前中間純利益23,686千円、減価償却費の計上22,950千円、預け金の減少額23,144千円、投資有価証券売却益20,444千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は18,560千円（前年同期比34,143千円減）となりました。これは、投資有価証券の売却による収入105,567千円、短期貸付金の回収による収入5,050千円、投資有価証券の取得による支出91,704千円、無形固定資産の取得による支出37,473千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は32,756千円（前年同期比9,997千円減）となりました。これは、配当金の支払額27,991千円、長期借入金の返済による支出4,765千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、ほとんど受注開発を行っておらず、受注高及び受注残高の金額に重要性はないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	前年同期比 (%)
自社製品開発事業 (千円)	177,195	102.6
合計 (千円)	177,195	102.6

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)		当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社ネットワールド	36,199	21.0	37,948	21.4
ソフトバンク株式会社	26,818	15.5	27,445	15.5
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	20,952	12.1	20,471	11.6
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	20,410	11.8	19,320	10.9
富士通株式会社	18,542	10.7	—	—

2. 富士通株式会社の当中間会計期間の販売実績の総販売実績に対する割合については、100分の10未満のため記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありませんが、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当J-Adviserとの契約について>

当社は、㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。

当社ではフィリップ証券㈱を2018年1月16日開催の取締役会において、担当J-Adviserに指定することを決議し、2018年1月23日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(イ)又は(ロ)の場合の区分に従い、当該(イ)又は(ロ)に規定する書面

(イ)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(イ)又は(ロ)に定める場合に従い、当該(イ)又は(ロ)に定める事項に該当すること。

(イ)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

(ロ)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(イ)及び(ロ)に掲げる事項が記載されていること。

(イ)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと

(ロ)前aの(イ)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(ロ)に規定する合意がなされていること及びそ

れを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(イ)又は(ロ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(イ) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(ロ) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通投資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前 a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を（株）東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ① 甲又は乙のいずれかが、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヵ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヵ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客のニーズに基づいた高品質な製品づくりのための研究開発活動を行っており、主に技術部門が担当しております。また、当社は、将来起こりうる多様な変化に対応できるよう、最新の技術や動向を把握し、当社独自の特許技術を含め、製品の改善を続けております。

当社における研究開発活動は、技術部門が製品開発の業務の一環として行っており、その主体を担っておりますが、技術部門が単独で活動するのではなく、特許出願等を担当する知財部門ならびに、お客様やお取引先様と直接対応する立場にある営業部門と緊密に連携を図りながら、製品化を進めております。

当中間会計期間における研究開発費は163千円であります。

なお、当社は自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は193,924千円で、前事業年度末に比べ31,242千円減少しております。預け金の減少23,144千円、売掛金の減少10,265千円、現金及び預金の増加6,505千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は546,570千円で、前事業年度末に比べ48,553千円増加しております。投資有価証券の増加34,673千円、ソフトウェア仮勘定の増加19,860千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は170,514千円で、前事業年度末に比べ7,464千円増加しております。前受収益の増加3,527千円、未払法人税等の減少1,637千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は101,092千円で、前事業年度末に比べ3,051千円増加しております。繰延税金負債の増加10,532千円、長期借入金の減少5,718千円、長期前受収益の減少1,762千円が変動要因であります。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は468,887千円で、前事業年度末に比べ6,794千円増加しております。その他有価証券評価差額金の増加18,374千円、繰越利益剰余金の減少11,579千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間会計期間における売上高は177,195千円（前年同期比2.6%増）となりました。これは、主力製品である「PassLogic（パスロジック）」において、新規受注においては案件の小型化傾向が見られるものの、新規サービス事業者へのライセンス提供開始が売上に寄与したことが主な要因であります。

(売上総利益)

当中間会計期間における売上総利益は123,863千円（前年同期比0.8%増）となりました。これは、売上高及び売上原価が安定的に推移したことが主な要因であります。

(販売費及び一般管理費)

当中間会計期間における販売費及び一般管理費は、127,812千円（前年同期比34.2%増）となりました。これは、宣伝販促活動の実施により広告宣伝費及び販売促進費が増加したことが主な要因であります。

(営業利益又は営業損失)

当中間会計期間における営業損失は3,949千円（前年同期は営業利益27,625千円）となりました。営業損失となった主な要因は、前述の販売費及び一般管理費が増加したことが主な要因であります。

(経常利益)

当中間会計期間における経常利益は3,295千円（前年同期比89.7%減）となりました。経常利益が減少した主な要因は、前述の営業利益又は営業損失の主な要因と同様であります。

(中間純利益)

投資有価証券売却益等を計上したことにより、税引前中間純利益は23,686千円（前年同期比57.5%減）となり、当中間会計期間における中間純利益は16,411千円（前年同期比55.8%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第一部【企業情報】 第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、重要な変更はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間会計期間末現在発行数(株) (2023年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2024年3月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	8,000,000	6,000,000	2,000,000	2,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年7月1日～ 2023年12月31日	—	2,000,000	—	100,000	—	—

(6)【大株主の状況】

2023年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
小川 秀治	東京都千代田区	1,321,800	66.10
小川 美樹子	東京都千代田区	200,000	10.00
小川 遥香	東京都千代田区	180,000	9.00
小川 穂波	東京都千代田区	180,000	9.00
石井 裕一郎	東京都渋谷区	43,000	2.15
橋詰 寿美子	埼玉県ふじみ野市	18,000	0.90
光野 元彦	東京都東大和市	8,400	0.42
小室 秀夫	東京都品川区	8,000	0.40
上西 義行	茨城県守谷市	8,000	0.40
千田 徹	東京都葛飾区	6,400	0.32
吉田 恵子	東京都港区	6,400	0.32
松本 久美子	東京都渋谷区	6,400	0.32
計	—	1,986,400	99.34

(注) 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2023年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 600	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 1,999,400	19,994	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,000,000	—	—
総株主の議決権	—	19,994	—

② 【自己株式等】

2023年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
(自己保有株式) パスロジ株式会社	東京都千代田区神田神保町 一丁目6番地1	600	—	600	0.03
計	—	600	—	600	0.03

2 【株価の推移】

【当中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月	2023年12月
最高（円）	—	—	—	—	—	—
最低（円）	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものです。

2. 2023年7月、8月、9月、10月、11月及び12月については、売買実績がありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表日後、当中間会計期間に係る発行者情報の公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）の中間財務諸表について、Mooreみらい監査法人による中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	62,534	69,039
売掛金	41,266	31,000
前払費用	8,272	8,112
預け金	104,957	81,812
その他	8,136	3,958
流動資産合計	225,167	193,924
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,266	9,266
減価償却累計額	△1,552	△1,943
建物（純額）	7,713	7,323
構築物	815	815
減価償却累計額	△85	△113
構築物（純額）	729	701
工具器具備品	308	308
減価償却累計額	△154	△185
工具器具備品（純額）	154	123
土地	29,855	29,855
有形固定資産合計	38,453	38,004
無形固定資産		
ソフトウェア	81,176	76,330
ソフトウェア仮勘定	16,528	36,388
無形固定資産合計	97,704	112,719
投資その他の資産		
投資有価証券	345,243	379,916
差入保証金	15,739	14,715
長期前払費用	876	1,214
投資その他の資産合計	361,858	395,846
固定資産合計	498,016	546,570
資産合計	723,183	740,494

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
負債の部		
流動負債		
1 年内返済予定の長期借入金	10,483	11,436
未払金	13,121	11,660
未払費用	28,296	28,766
未払法人税等	6,903	5,265
未払消費税等	3,592	4,530
前受収益	79,958	83,485
その他	20,695	25,368
流動負債合計	163,050	170,514
固定負債		
長期借入金	47,598	41,880
繰延税金負債	22,407	32,940
長期前受収益	28,035	26,272
固定負債合計	98,040	101,092
負債合計	261,091	271,607
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金		
利益準備金	25,000	25,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,325	261,745
利益剰余金合計	298,325	286,745
自己株式	△240	△240
株主資本合計	398,085	386,505
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	64,007	82,381
評価・換算差額等合計	64,007	82,381
純資産合計	462,092	468,887
負債純資産合計	723,183	740,494

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
売上高	172,736	177,195
売上原価	49,844	53,331
売上総利益	122,891	123,863
販売費及び一般管理費	95,265	127,812
営業利益又は営業損失 (△)	27,625	△3,949
営業外収益		
受取利息	0	20
受取配当金	4,910	7,790
その他	220	60
営業外収益合計	5,131	7,871
営業外費用		
支払利息	425	451
支払保証料	180	149
その他	26	25
営業外費用合計	633	626
経常利益	32,123	3,295
特別利益		
投資有価証券売却益	34,571	20,910
特別利益合計	34,571	20,910
特別損失		
投資有価証券売却損	10,992	466
減損損失	—	53
特別損失合計	10,992	519
税引前中間純利益	55,703	23,686
法人税、住民税及び事業税	17,989	6,458
法人税等調整額	589	816
法人税等合計	18,578	7,274
中間純利益	37,124	16,411

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	23,195	255,591	278,787	△240	378,547	15,187	15,187	393,735
当中間期変動額									
剰余金の配当		1,804	△39,792	△37,988		△37,988			△37,988
中間純利益			37,124	37,124		37,124			37,124
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							14,604	14,604	14,604
当中間期変動額合計	—	1,804	△2,668	△864	—	△864	14,604	14,604	13,740
当中間期末残高	100,000	25,000	252,923	277,923	△240	377,683	29,791	29,791	407,475

当中間会計期間（自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			自己 株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計	
		利益 準備金	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計					
			繰越利益 剰余金						
当期首残高	100,000	25,000	273,325	298,325	△240	398,085	64,007	64,007	462,092
当中間期変動額									
剰余金の配当			△27,991	△27,991		△27,991			△27,991
中間純利益			16,411	16,411		16,411			16,411
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）							18,374	18,374	18,374
当中間期変動額合計	—	—	△11,579	△11,579	—	△11,579	18,374	18,374	6,794
当中間期末残高	100,000	25,000	261,745	286,745	△240	386,505	82,381	82,381	468,887

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	55,703	23,686
減価償却費	16,875	22,950
減損損失	—	53
受取利息及び受取配当金	△4,910	△7,810
支払利息	425	451
投資有価証券売却損益 (△は益)	△23,579	△20,444
売上債権の増減額 (△は増加)	3,150	10,265
未払消費税等の増減額 (△は減少)	80	937
未払費用の増減額 (△は減少)	△1,503	373
預け金の増減額 (△は増加)	51,670	23,144
前受収益の増減額 (△は減少)	△1,892	3,527
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△8,942	△1,762
その他	1,996	3,150
小計	89,074	58,524
利息及び配当金の受取額	4,910	7,820
利息の支払額	△392	△425
法人税等の支払額	△20,220	△8,096
営業活動によるキャッシュ・フロー	73,371	57,822
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期貸付金の回収による収入	—	5,050
無形固定資産の取得による支出	△29,040	△37,473
投資有価証券の取得による支出	△156,122	△91,704
投資有価証券の売却による収入	132,459	105,567
投資活動によるキャッシュ・フロー	△52,704	△18,560
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△4,765	△4,765
配当金の支払額	△37,988	△27,991
財務活動によるキャッシュ・フロー	△42,753	△32,756
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△22,086	6,505
現金及び現金同等物の期首残高	80,286	62,534
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 58,200	※ 69,039

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算出）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6～15年
構築物	15年
工具器具備品	5年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用）	5年
ソフトウェア（市場販売目的）	3年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、当中間会計期間においては、貸倒引当金を計上しておりません。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

PassLogicのパッケージソフトウェア販売等については、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足される引き渡し時等に収益を認識するので、「一時点で認識する収益」としています。

また、PassLogicの利用ライセンス及び保守サポートの提供等については、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されるサービス提供が完了した時点で収益を認識するので、「一定期間にわたって認識する収益」としています。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(表示方法の変更)

(中間貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」の「前受収益」として残存履行義務が1年以内のものと1年超のものを合わせて掲記しておりましたが、重要性が増したため、当中間会計期間より残存履行義務が1年以内のものを「流動負債」の「前受収益」、1年超のものを「固定負債」の「長期前受収益」として独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」の「前受収益」に表示していた107,994千円は、「前受収益」79,958千円、「長期前受収益」28,035千円として組み替えております。

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「前受収益の増減額」として残存履行義務が1年以内のものと1年超のものを合わせて掲記しておりましたが、重要性が増したため、当中間会計期間より残存履行義務が1年以内のものを「前受収益の増減額」、1年超のものを「長期前受収益の増減額」として独

立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「前受収益の増減額」に表示していた△10,835千円は、「前受収益の増減額」△1,892千円、「長期前受収益の増減額」△8,942千円として組み替えております。

(中間損益計算書関係)

減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
有形固定資産	580千円	448千円
無形固定資産	16,295千円	22,502千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	600	—	—	600

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年9月29日 定時株主総会	普通株式	37,988	19.00	2022年6月30日	2022年9月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2,000,000	—	—	2,000,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	600	—	—	600

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年9月28日 定時株主総会	普通株式	27,991	14.00	2023年6月30日	2023年9月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
現金及び預金勘定	58,200千円	69,039千円
現金及び現金同等物	58,200千円	69,039千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	345,243	345,243	—
差入保証金	15,739	15,666	△73
資産計	360,982	360,909	△73
長期借入金	47,598	47,298	△299
負債計	47,598	47,298	△299

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当中間会計期間（2023年12月31日）

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	379,916	379,916	—
差入保証金	14,715	14,615	△99
資産計	394,631	394,532	△99
長期借入金	41,880	41,508	△371
負債計	41,880	41,508	△371

(注)「現金及び預金」、「売掛金」、「預け金」、「未払金」及び「1年内返済予定の長期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品
前事業年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	345,243	—	—	345,243
資産計	345,243	—	—	345,243

当中間会計期間（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	379,916	—	—	379,916
資産計	379,916	—	—	379,916

(2) 時価で中間貸借対照表（貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度（2023年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	15,666	—	15,666
資産計	—	15,666	—	15,666
長期借入金	—	47,298	—	47,298
負債計	—	47,298	—	47,298

当中間会計期間（2023年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	14,615	—	14,615
資産計	—	14,615	—	14,615
長期借入金	—	41,508	—	41,508
負債計	—	41,508	—	41,508

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

償還予定時期を見積り、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価格により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (2023年 6 月30日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	316,383	217,086	99,296
小計	316,383	217,086	99,296
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	28,860	30,300	△1,440
小計	28,860	30,300	△1,440
合計	345,243	247,387	97,855

当中間会計期間 (2023年12月31日)

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	347,936	220,023	127,912
小計	347,936	220,023	127,912
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 株式	31,980	33,946	△1,966
小計	31,980	33,946	△1,966
合計	379,916	253,970	125,946

(収益認識関係)

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2022年 7 月 1 日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年 7 月 1 日 至 2023年12月31日)
一定期間にわたって認識する収益	163,313	169,433
一時点で認識する収益	9,422	7,761
顧客との契約から生じる収益合計	172,736	177,195
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	172,736	177,195

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2022年7月1日 至 2022年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	36,199
ソフトバンク株式会社	26,818
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	20,952
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	20,410
富士通株式会社	18,542

当中間会計期間（自 2023年7月1日 至 2023年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社ネットワールド	37,948
ソフトバンク株式会社	27,445
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	20,471
ディーアイエスサービス&ソリューション株式会社	19,320

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は、自社製品開発事業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2023年6月30日)	当中間会計期間 (2023年12月31日)
1株当たり純資産額	231円12銭	234円51銭

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2022年7月1日 至 2022年12月31日)	当中間会計期間 (自 2023年7月1日 至 2023年12月31日)
1株当たり中間純利益	18円57銭	8円21銭
(算定上の基礎)		
中間純利益(千円)	37,124	16,411
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	37,124	16,411
普通株式の期中平均株式数(株)	1,999,400	1,999,400

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年 3 月28日

パスロジ株式会社
取締役会 御中

Mooreみらい監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 梅 澤 慶 介

指 定 社 員
業務執行社員 公認会計士 宇田川 和 彦

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているパスロジ株式会社の2023年7月1日から2024年6月30日までの第25期事業年度の中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、パスロジ株式会社の2023年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2023年7月1日から2023年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得

て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上